

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 12月23日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」※1が公布されました（意見募集結果※2も同日公表）。
- ▶ 確定拠出年金法施行令の改正ではDCの脱退一時金の受給要件のうち「通算拠出期間」の要件が「3年以下」から「5年以下」に緩和されました。主な影響としては、日本国籍のない外国人が帰国時に脱退一時金が受給可能となる法改正（22年5月施行）に関して、この要件が5年以下に緩和されます。

※1「[年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)」

※2「[「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)に対して寄せられた御意見について」

確定拠出年金法施行令の改正

【施行日】 2021年4月1日

改正項目	改正概要
DCの脱退一時金の受給要件の見直し	▶ DCの脱退一時金の受給要件のうち、通算拠出期間要件を「1ヵ月以上3年以下」から「1ヵ月以上5年以下」に緩和する

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

公的年金等に係る主な政令改正概要

改正項目	改正概要	施行日
(1) 公的年金に係る脱退一時金の支給上限年数の見直し	日本に短期滞在する外国人に対する脱退一時金について、支給上限を3年から5年に引き上げ	2021年4月1日
(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	寡婦控除及び寡夫控除がひとり親控除及び寡婦控除に再編されることに伴い、国民年金保険料の申請一部免除基準等の判定所得の計算時の所得控除においても同様の措置を講じる	2021年1月1日
(3) 未婚のひとり親の申請全額免除基準への追加	未婚のひとり親が個人住民税の非課税措置の対象となることに伴い、国民年金保険料の申請全額免除の対象者としても追加する。また、寡夫についても対象に加える	2021年4月1日
(4) 年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月の見直し	簡易な請求書(はがき型)の送付を実施するため、年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月を、8月から10月に変更することに伴う所要の改正を実施	2021年8月1日
(5) 年金生活者支援給付金の簡易な請求書(はがき型)を送付された者の認定請求の特例	簡易な請求書(はがき型)の送付が概ね8月末～9月上旬に行われることとなることを踏まえ、12月末までに当該請求書を返送した場合は、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなす	2021年8月1日

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。